

修正されたと同じような方法でやりますから、そういうふうには御了承願えれば幸いですと存じます。

○姫井伊介君 第一の発行はこれは当然年中行事的に年末発行となるのじやないかと思いますが、第五條の方は、これは年何回くらいおやりになりますか、お見込みですか。やはり一回限りですか。

○国務大臣(小澤佐重喜君) この問題は共同募金を行う時期と丁度適合いたしましたからこういう構想をしたのでありまして、今年何回やるといふような考え方は現在持っておりません。併し大体これをやはり来年の今頃若しこの法律が又実施されればするわけでありまして、その途中では一応ないものと考えております。併し全然ないとは言えませんが、法律の建前から一度でいいことになっておりますが、現実の問題ではやはり来年度の年賀郵便だけに考慮するという程度だと考えております。

○井上たつゑ君 第五條の六項七項の費用はどのくらいかかるものでございませうか、一億五千枚から費用を引きますと、純益はどのくらいになるのございませうか。

○政府委員(浦島喜久衛君) 第五條を今年実施するにつきましては、共同募金とタイアップするわけでございまして、共同募金委員会の方から手数料として頂きます金は大体まだはつきり決まっておりますが、今委員会ではいろいろ打合せておりますが、郵政省でこの抜に実施要しました金を頂きたいと思ひまして、大体募金額の一割くらい頂きたいと思っております。かように思います。

○姫井伊介君 もう少し細かいことですが、お尋ねして置きたいことは、大体共同募金の行なわれます時期に行なうということでしたが、現在の共同募金は赤十字社の募金と共同してやつておりますが、この場合中央共同募金委員会に寄附なさることと思ひますが、そのときは赤十字社との募金関係は打ち切られるわけですか。それをはつきりして置きたいと思ひます。

○政府委員(浦島喜久衛君) ちよつと御参考までに、今までのことを申し上げまして御質問にお答えしたいと思ひます。一昨年と昨年と二回に亘りましてかような寄附金の切手を発行いたしました。昨年は共同募金がありまして、共同募金と、赤十字と共同しまして寄附金切手を発行したのであります。が、今年は共同募金のみに行なうとしようと考えております。

○中平常太郎君 本案は誠に私共は非常に満足いたしておるのであります。が、現在の社会情勢から申しまして、民間の社会事業が非常に苦境に立つておるのであります。多分その点を御考慮なすつて郵政大臣におきましてはこういう提案をなさつたものと存じます。が、実際共同募金にいたしましては、今年十一億とか言うておりますが、本間に民間社会事業が、何千とある社会事業の従事員といふものは三千三百円ベースで仕事をいたしております。まだ六千三百円になつておりません。それを取り得るという程厚生省の事務費が出ていないといふことになつて来ます。のみならずあらゆる方面から経済的苦境に立つておりますし、金融面におきましては尙更うまく行つていない。社会事業が将来の失業対策、

その他から民間社会事業が非常に重要性を持つておる場合、我々の考えから言ふたならば、本当は共同募金は二十億を超さなければいけない程必要があるのではありませんか、こういう場合に郵政大臣におきまして、こういうような法案を出しになつたことは非常に時宜に適したものだと思ひまして我々は賛成しておるわけでございますが、どうか成行に任せないで、一億五千枚といふことはやはり一円だけ高くなるものでありますから、放つて置くかどうかと、折角の好意が、効果が減殺されやしないかと思はれるのであります。それから、どうかこれは積極的に厚生大臣になつたようなお考えで、厚生のお気持ちを十分に持つて頂いてこの事業を推進して頂いて、十分な結果を得られるようなところへ一つ御努力をお願いしたいと思ひます。

○塚本重蔵君 只今までの質疑応答によりまして、郵政大臣から大体私共が希望しておりましたことが現実と實際施行の上において行われることの御説明があつたわけでありまして、それを信頼するわけでありまして、殊に今回はこのままとしておいて、次にはそういうふうな字句の修正をしてもいいといふところまでおつしやつておられるわけでありまして、万々違背ないと考えてますし、更にその点をもう一度重ねて大臣から御説明を願えれば非常に仕合せであります。

○中平常太郎君 修正のお考えを明年度一つ……。

○国務大臣(小澤佐重喜君) 先程もお話し上げました通り、本當の法律の体裁とか、或いは法文の實際の運用から

申しまして、只今の御意見の通りであります。が、ただこれを急ぐといふ趣旨でこのままで御審議願いたいといふのは便宜的問題であります。従つて来年度もこの法律を適用してこうしたい同じ事業をやるといふ場合には、必ず責任を以て只今の字句は修正案を政府として出すことを考慮しております。

○塚本重蔵君 只今大臣からの御説明があつたわけでありまして、私共としては、實際はここに修正を加えたいのであります。が、年末に差迫つて直ぐに実行に移らなければならぬような事情もありますので、大臣の言明を信頼して、このまま通すことに、大体厚生委員といたしましては了承したいと考えております。ただ委員長といたしまして、本会議の報告等におきましてその点に触れて頂くことをお願いしたいと思ひます。

○委員長(山田佐一君) 了承いたしました。ちよつとお諮りいたしますが、委員外的小林議員から發言を求められておりますが、許可することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田佐一君) 御異議ないものと認めます。

○委員外議員(小林勝馬君) 逐條に御質問申上げたんですが、その前に先づ先程からの質疑応答にありますが、に、実は第五條から勘案いたしまして、年賀郵便のみならず、外の場合でも適用することもあるといふような御説明であります。が、そうすると、何故にお年玉つき郵便と限定されたのか、これは景品つき郵便といふふうを持つて行つた方がもつと有効じゃないかと私共は考えますが、この点、ちよつと

御説明願いたいと思ひます。

○国務大臣(小澤佐重喜君) それは郵便切手の方の問題であります。葉書の方に關する問題は年賀郵便だけでございまして、五條の加算した額の郵便切手、又は郵便葉書、これがお年玉であります。今の共同募金に關係するものは、共同募金を年賀以外にやる場合もあるかも知れんといふことは、この郵便切手の方だけを考へておるわけで、そのお年玉つきの方は一回で、二度のお年玉ではありません。

○委員外議員(小林勝馬君) 折角おやりになるならば、お年玉つきの年賀郵便に限らず、暑中見舞その他に適用されることはいいのではないかと考へてございしますが、そういうふうには考へてございまして、特にお年玉つきとしなければ暑中見舞にも使えるのではな

いか、この点でございまして。

○国務大臣(小澤佐重喜君) 何しろこの試みは初めての試みでございまして、私の方では一方の共同募金、社会福祉の増進といふことと、一方におきましては私の方では何といつてもこの増収の対策の一環として、これが考へられておるのであります。ところが、こういう景品をつけてやつて、どの程度の国民諸君の援助を受けられるか、どの程度の成績が挙るかといふようなことも、まだ未知数であります。従つて大体の大見当で一億八千枚作り

ますけれども、本當の腹のうちでは、これが消化できるかできないか非常に心配しておりますので、もう少し今年度実行しまして、その効果が非常によかつたといふような場合には、只今の五條の二項の法文もございするし、今度はお年玉に限らず、暑中郵便でも

何でもできるようなことに持つて行きたいと思つておられますが、今初めての試みといしましては、これをお年玉だけをやつて見るというような気持ちでおるものですか、小林君の御趣旨は十分体しまして、今回実施した結果、好成績でございますれば、これは暑中見舞でもそれこそどんなものでも利用できるようにしたいと思つております。

○委員外議員(小林勝馬君) 参考までに、二点お伺いして置きますが、第一條の第二項に、二万円をこえてはならないとありますが、只今賞品その他は十万円とか百万円くじとか、相当高額のものになつておりますのに、ここに二万円に限定された理由を御説明願いたいのと、次に第四條におきまして、「第二條第五号の支拂又は交付の期日から六箇月間行わないときは、時効によつて消滅する。」という、この六箇月間という期日は何を根拠に御決定になつたのか、お伺いしたい。

○國務大臣(小澤佐重喜君) この二万円という数字は大体に根本の思想は、先程もお話ししました通り、徒らに射倖心を起すというようなことは原則として禁止されるべきものである。賭博に類するような行為を出すということは、原則として日本の法律は禁止しておるのであります。従つてこの郵便葉書三円だけの元金でどの程度の景品をつけることが適當であるかという問題を考へて見ますと、よその宝くじのようないきな射倖心を唆るまでの必要はないというようない見地から、できるだけ少額のものを、殊にお年玉という言葉を使いますことは、原則として、子供に対するプレゼントというようなことが念慮に入つておるのであります。そういふような意味から一家の生活にどういふようなのじやなくして、これを貰つた、更に抽籤に當つた家の子供が喜ぶというようない景品を選ぼうというようない考へから極く少額に考へております。それでは一万円ということを考へることも適當であると言へますし、一万五千円も適當であり、又五千円という議論も出るものであります。大体最高二万円と押えて行けば、現実の面では一万五千円のこともありまして、一、一万円のこともありまして、最高だけを先ず押えて置くことが適當じやないか、こゝういふ見地から二万円という数を出したのであります。別にここに理論的根拠はございません。それから六箇月の短期時効の問題であります。これも御承知の通り、法律の時効は取得時効或いは消滅時効いろいろない場合にいろいろ規定がございますが、これは一つの權利とは申しませんが、極く年賀、お年玉つきの郵便葉書という程度のものでありますから、お年玉というものを貰う權利を余り長く残して置くというようないことは却つて事務的に困りますし、一方こゝういふものは少くともお年玉なんといふことが頭にあるのは半年ぐらゐであつて、半年過ぎたらその翌年のお年玉を考へる時期だといふふうないことを考へますので、最低の六ヶ月といふことに相成つたのであります。

〔了解〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田佐一君) 御質疑ありませんか。それではこの辺で連合審査を打ち切りましてよろしうございませうか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○委員長(山田佐一君) どうも有難う

ございました。これを以て連合委員会を散会いたします。

午後二時四十七分散会
出席者は左の通り。

郵政委員
委員長 山田 佐一君

理事 渡邊 甚吉君
中村 正雄君
大屋 晋三君

委員
厚生委員
委員長 塚本 重藏君

理事 谷口 彌三郎君
岡元 義人君

委員 中平 常太郎君
堀井 伊介君
草葉 隆圓君
藤森 眞治君
井上 なつゑ君

委員外議員
小林 勝馬君

國務大臣
郵政大臣 小澤 佐重喜君
氣通信大臣

政府委員
郵政事務官 浦島 喜久衛君
(郵政局長)

説明員
郵政事務次官 大野 勝三君